

会議概要報告

1. 会議の名称	平成26年度第3回 潟上市介護保険運営協議会
2. 開催日時・場所	平成27年2月5日（木） 午後2時30分 ～ 午後3時30分 潟上市役所昭和庁舎 大会議室
3. 委員等の人数	16 人
4. 出席委員等の人数	13 人
5. 議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第6期）素案について 2. 答申（案）について 3. 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について 4. 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について 5. 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について 6. 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
6. 傍聴者の数	なし
7. 会議資料の名称	<p>資料1：介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化</p> <p>資料2：潟上市介護保険運営協議会規則</p>
8. 会議の概要	<p>議題1：潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第6期）素案について 説明・承認</p> <p>質問 『介護予防・日常生活支援総合事業』について、どのような事業で、本市ではいつから実施する予定でしょうか。</p> <p>回答 従来介護サービスで行っていた予防給付事業（要支援対象）を各市町村が独自で訪問介護事業や通所介護サービス事業を行うことで、本市では平成29年度開始を予定しております。</p>

	<p>議題 2 : 答申 (案) について 説明・承認</p> <p>議題 3 : 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (案) について 説明・承認</p> <p>質問 地域包括支援センターは、新庁舎の完成後は新庁舎内に入ることとなりますか。また本市では人口 30,000 人に対し 1 箇所のセンター設置のため、人口規模からみてセンター数が不足しておりませんか。</p> <p>回答 新庁舎の完成後は、地域包括支援センターも高齢福祉課と併せて新庁舎内に入ることとなります。国の配置基準では高齢者人口 6,000 人に対し専門職 (3 職種) 3 人の配置基準となっておりますが、本市では地域包括支援センターに専門職 (3 職種) を配置の他に介護支援専門員や一般職員も配置し、さらに市内 3 箇所にブランチを設置のうえ、地域に身近な高齢者の相談窓口として対応しており、市内の高齢者人口に対するセンターの配置は充実しているものと考えております。</p> <p>議題 4 : 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) について 説明・承認</p> <p>議題 5 : 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) について 説明・承認</p> <p>議題 6 : 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) について 説明・承認</p>
9. その他	